

平成24年5月28日

〒730-0017

広島市中区鉄砲町1番20号

第3ウエノヤビル3F

特定非営利活動法人 消費者ネット広島

理事長 吉富 啓一郎 殿

〒733-0842

広島市西区井口1丁目3番20号

株式会社 早稲田自動車学園

代表取締役 早稲田 豊穂

(担当・和田昌樹)

平成24年5月14日付要請書に対して、以下のとおり、ご返事申し上げますとともに、質問させて頂きます。

要請書の中の文章を拝見致しますと、「当法人において報告いただいた是正内容につき精査・検討したところ、新しい規定等は、解約時精算方法が一義的で明確でなく、かつ違約金の根拠について疑義が残ると判断いたしました。」と記載されております。当社としましては、その内容が抽象的でありますので、以下のとおり、具体的に説明を求めたいと思います。

#### 記

1. 「解約時の精算方法が一義的で明確でなく」とは、どの点をもって、そのように言われているのか、具体的に明らかにして下さい。

2. 「違約金の根拠について疑義が残る」とは、具体的にどの点をもって、そのように言われているのか、具体的に指摘していただくとともに、根拠を明らかにして下さい。

上記の点について、書面で明らかにして下さい。

面談等については、質問に対する書面を拝見したうえでご返事させて頂きます。よろしくお願い致します。